

2025(R7)1027 理事会議事録

日時:令和 7 年 10 月 27 日(月)21:30~22:18

場所:Web 会議(Zoom を利用)

出席者:(理事) 梅崎一郎、岡山恵実、樋澤律子、長田岳大

1. 議長選出:会長梅崎を推薦し全員一致で選任された。

2. 書記選出:理事長田を推薦し全員一致で選任された。

3. 議事の経過と結果:

決議に必要な定足数について理事の過半数以上が出席しているため、理事会が有効に成立していることを確認した。

4. 協議事項

1) アドラー心理学の講義と資格認定等に関する規約の一部改正について

議長は、本件について新旧対照表の通り一部を変更し、令和7年10月27日から施行することについて審議したい旨を述べた。

新旧対照表

新	旧
(資格の認定要件) 第10条 資格の認定申請をするためには、以下の要件を満たしていなければならない。 1) 学会の <u>正会員</u> であること。	(資格の認定要件) 第10条 資格の認定申請をするためには、以下の要件を満たしていなければならない。 1) 学会の <u>会員</u> であること。

議長が、理事に上記提案を諮ったところ、全員異議なく、これを承認可決した。

2) EOLECT の重要事項説明書兼誓約書の一部変更について

議長は、本件について新旧対照表の通り一部を変更し、令和7年10月27日から施行することについて審議したい旨を述べた。

新旧対照表

新	旧
(資格の喪失) 第8条 甲は、 <u>アドラー心理学の講義と資格認定等に関する規約に定める有効期間内に更新条件を達成できない場合には</u> 、EOLECT ファシリテーターとしての資格を喪失するものである。	(資格の喪失) 第8条 甲は、 <u>最後に実施した講座の日が属する乙の事業年度から起算して(ただし、当該事業年度は含まない。)、乙の 2 事業年度内に、新たに EOLECT ファシリテーターとしてのプログラムを開催しなかった場合は</u> 、EOLECT ファシリテーターとしての資格を喪失するものである。

議長が、理事に上記提案を諮ったところ、全員異議なく、これを承認可決した。

以上をもって理事会を終了し、議長は閉会を宣した。